

在宅健康チェックサービス

医療共済(団体型)に加入されている方には

「在宅健康チェックサービス」検査キットが約95%OFFでご利用いただけます。

検査キットでがんや、がんの原因となるウイルス・細菌感染の検査ができます。

検査番号	検査番号1 男性用がん リスクチェック	検査番号2 女性用がん リスクチェック	検査番号3 胃がんリスク 層別化検査	検査番号4 B型/C型肝炎 セルフチェック	検査番号5 子宮頸がん リスクチェック	検査番号6 女性用がん リスクチェック& 子宮頸がんリスク検査
通常検査 費用(税込)	13,200円	13,200円	通常検査 費用(税込)	10,450円	通常検査 費用(税込)	11,550円
医療共済 加入者なら	500円	500円	医療共済 加入者なら	500円	医療共済 加入者なら	300円
通常検査 費用(税込)	13,200円	13,200円	通常検査 費用(税込)	10,450円	通常検査 費用(税込)	5,500円
医療共済 加入者なら	500円	500円	医療共済 加入者なら	500円	医療共済 加入者なら	800円

※検査番号①・②・⑥は、腫瘍マーカー等での検査になります。血液検査だけではがんの発見・診断、部位の特定は出来ませんが、がんリスクのひとつの指標としては有効です。定期的ながん検診を受診するキッカケとしてください。

メディカルコールサービス 無料

突然の発病やケガ、日常のおからだや子育てのお悩み、専門的な医療・健康から栄養、お薬のご相談まで。

フリーダイヤル 0120-119-430 24時間365日で一部事前予約あり

●現役の救急科専門医が常駐!

緊急医療・一般健康相談サービス



●医療機関への道順もご案内!

医療機関案内サービス



●専門医による高度なサービス!

予約制専門医相談サービス

事前
予約

●がん専門医による高度なサービス!

予約制専門医「がん」相談サービス

事前
予約

●専門医による高度なサービス!

●育児・栄養相談サービス
お薬相談サービス
海外の医療情報に関する相談サービス

一部事前予約
一部事前予約

介護アシスト 無料

フリーダイヤル 0120-428-834 受付時間 9:00 ~ 17:00(土日祝・年末・年始を除く)

サービス利用時には、ご加入の団体名を確認させていただきます。UAゼンセン(全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合同盟)でご加入されている旨をお伝えください。※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

各種サービス優待紹介*1

「家事代行」「食事宅配」等高齢者の生活を支える各種サービスを優待条件でご紹介します。

電話介護相談

社会福祉士・ケアマネジャー・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続き、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続き、認知症への対処法といった介護に関する相談に電話でお応えします。

インターネット介護情報サービス

介護に関する様々な情報を提供します。

・「介護情報ネットワーク」
ホームページアドレスwww.kaigonw.ne.jp

各種サービス優待紹介

高齢の方の生活を支える各種サービスを優待条件でご紹介します。
(サービスのご利用にかかる費用はお客様のご負担となります。)

家事代行	掃除や調理、買い物といった家事を代行するホームヘルパーを派遣します。
配食	調理済みの食事を宅配します。カロリーや塩分、タンパク質等を調整した食事も用意しています。
リフォーム	段差の解消や介助可能な浴室等、高齢者向けの住宅リフォームを承ります。(注)
見守り・緊急通報システム	おひとり住まいや日中ご家族が不在の場合にも安心いただけるよう、緊急時に通報ができる機器等を設置します。(注)
福祉機器	公的介護保険の対象とならない福祉機器類を販売します。
有料老人ホーム・高齢者住宅	ご自宅での生活に不安を感じられる場合に、入居可能な有料老人ホームや高齢者住宅を紹介します。
パリアフリー旅行	パリアフリーに配慮したツアー旅行等を取り扱う旅行会社を紹介します。

(※)お住まいの地域や、やむを得ない事情によって、サービスの利用までに日数を要する場合やサービスをご利用いただけない場合、優待条件をご利用いただけない場合があります。(注)公的介護保険の給付対象となる場合をのぞきます。

* 1 実際の転院移送費用、サービスのご利用にかかる費用はお客様のご負担となります。

●保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで共済契約が継続している場合に限ります。

●一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。

●各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。

●ご相談の対象は、ご加入者および保険の対象となる方、またはそれらの方の配偶者

* 2・ご親族*3の方(以下サービス対象者といいます。)のうち、いざれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とし、サービス対象者からの直接

お問合せ先 UAゼンセン福祉共済互助会・UAゼンセン共済事業局

フリーダイヤル 0120-229-075 TEL.03-3288-3533 FAX.03-3288-3708

〒102-8274 東京都千代田区九段南4-8-19 CIRCLES+(サークルズプラス) 市ヶ谷駅前2階
受付時間／平日9:30~17:15

URL https://uazensen.jp/kyousai_top/ E-mail kyosai@uazensen.jp

右記二次元コードをスマートフォンやタブレット端末の
二次元コードリーダーで読み取ることで、UAゼンセン
共済ホームページへ簡単にアクセスいただけます。
《引受保険会社》 東京海上日動火災保険株式会社
《取扱代理店》 株式会社ジー・エル・シー
TEL 03-3288-3661



2025年1月作成 24T-002047

2025年3月1日以降保障開始版

★毎月加入できます★

UAゼンセン加盟組合の皆さまへ

団体型

福利厚生制度の充実のために

医療共済

団体型医療共済の特長

Point

1

団体制度としてUAゼンセン 見舞金制度を補完・拡充

Point

2

三大疾病 (ガン 急性心筋梗塞 脳卒中) ・ 事故による 重度傷害 (脳挫傷 脊髄損傷 内臓損傷) 時 の 一時金を給付

Point

3

一度給付金をお支払いした後も、
1年超経過後に所定の要件*1*2に該当していれば 再度お支払い可能

Point

4

保障金額は、5万円単位 で自由に設定可能

Point

5

団体割引による お手頃な掛金

Point

6

加入者一人ひとりの告知は不要で、組合一括告知 により加入手続きが簡単

Point

7

給付金は 組合に直接お支払い

Point

8

加入者全員が 「在宅健康チェックサービス」 を利用可能 (加入後3年間で1回まで)

*1 ガンの場合は診断確定日から1年超経過している必要があります。詳細についてはお問い合わせください。

*2 脳卒中・急性心筋梗塞や重度傷害一時金についても所定の条件を満たすことで再度給付金のお支払いが可能となります。所定の要件についてはお問い合わせください。



UAゼンセン 福祉共済互助会

団体型 福利厚生制度の充実のために 医療共済

団体型医療共済制度新設の背景

1 「医療共済(団体型)」制度とは

医療共済(団体型)は、組合が掛金を負担し、組合員全員を対象に、三大疾病(ガン・脳卒中・急性心筋梗塞)、事故による重度傷害(脳挫傷・脊髄損傷・内臓損傷)に対する保障を準備する福利厚生制度です。

2 「医療共済(団体型)」を導入するメリット

- ①「医療共済(個人型)」を下支えする医療保障制度が実現できます。
- ②従来のUAゼンセン見舞金制度に三大疾病・重度傷害の保障が加わることで、不足していた疾病に対する保障が補完されます。



組合員の「福利厚生制度」が充実(拡充)します！

加入方法など

加入の取扱い	各労働組合で保障金額を決定し、加入資格のある組合員全員(除く、休職者)が加入します。なお、健康状態に関わらず(診査も告知も不要)、加入資格のある組合員全員が加入できます。
加入資格	加入日(保障開始日)および更新日時点で、満89歳以下のUAゼンセン加盟労働組合の組合員
加入方法	労働組合で「医療共済(団体型)加入申込書」に必要事項を記入のうえ、「一括告知書」「団体加入者名簿」「口座振替依頼書」を添えてUAゼンセン共済事業局に提出してください。 <受付締切日>加入月の前々20日(土・日・祝日の場合は前業務日)UAゼンセン共済事業局必着です。
保障期間	3月1日から1年間の保障(以後毎年3月1日に自動更新) ※中途(4月以降)加入の場合、初年度は3月1日までの短期契約となります。また、加入日は申込月の翌々月1日になります。
保障金額	5万円～100万円(5万円単位で設定)

- 加入時に加入者名簿を提出していただきます。
- 期末に加入者名簿を確認し、別途掛金の確定精算を行います。
- 給付金支払いは、原則、東京海上日動火災から組合口座へ送金します。
- 医療共済(団体型)加入後3年間は、在宅健康チェックサービスも、医療共済(個人型)加入の有無に関わらず利用できます。(3年間で1回)

保障内容

- 組合員が三大疾病もしくは事故による重度傷害に罹患し、所定の要件に該当した場合に一時金をお支払いします。
- 保障金額は、5万円単位で設定していただけます。



重要事項説明書

〔制度(契約)概要・注意喚起情報のご説明〕

ご加入前に必ず理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。
※ご不明な点や疑問点がありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

ご加入前におけるご確認事項

1. 制度の仕組みおよび引受条件等

(1) 制度の仕組み

本共済において損害保険会社の保険契約についてはUAゼンセンを契約者とし、UAゼンセンの組合を保険の対象とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として契約者が有します。ご加入者の対象範囲等につきましては、本パンフレットをご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消させていただくことがあります。

(2) 保障の内容・保障期間(共済のご加入期間)

「給付金をお支払いする主な場合」「給付内容」「給付金をお支払いしない主な場合」「保障(保険)期間等」につきましては本パンフレットをご確認ください。また保障(保険)期間は加入年度の3月1日午前0時～1年間となります(中途加入の場合、初年度は翌年度3月1日までの短期契約となります。)。

(3) 保障の重複に関するご注意

保障の対象となる方が、保障内容が同様の保険契約等を他にご契約されているときには、保障が重複することがあります。保障が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも保障されますが、いずれか一方のご契約からは給付金等が支払われない場合があります。

(4) 給付金額等の設定

この共済での給付金額は、あらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレットをご確認ください。

保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。



(金融庁ホームページ)

2. 掛金・払込方法

掛金はご加入いただくご加入タイプ等によって決定されます。掛金・払込方法については本パンフレットをご参照ください。

3. 満期返れい金・契約者配当金

この共済には満期返れい金・契約者配当金はありません。

ご加入時におけるご注意事項

1. 告知義務

医療共済(団体型)一括告知書はご加入に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(東京海上日動の代理店には、告知受領権があります)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、給付金をお支払いできないことがあります。

① 告知義務について

共済制度は多数の人々が掛金を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事している方が他の方と同じ条件でご加入されると、掛金負担の公平性が保たれません。このため、ご加入にあたっては、必ず保障の対象となる方ご自身が、過去の病気やケガ、現在の健康状態、身体障害の状態等について「医療共済(団体型)一括告知書」で保険会社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくご回答ください。

② 過去に病気やケガをされたことがある方等への引受対応について

保険会社では、ご加入者間の公平性を保つため、ご加入者のお身体の状態に応じた引受対応を行なっています。過去に病気やケガをされたことがある場合等にはお引き受けできないことがあります。

③ 告知が事実と相違する場合

告知していただけた事柄は、告知書に記載してあります。もし、これについて、その事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日^{＊1}から1年以内であれば、保険会社は「告知義務違反」としてご加入を解除することができます。^{＊2}

- 責任開始日^{＊1}から1年を経過していても、給付金の支払事由が1年内に発生していた場合には、ご加入を解除することができます。
- ご加入を解除した場合には、たとえ給付金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません^{＊3}(ただし、「給付金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、給付金をお支払いすることができます。)。

*1 ご加入を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知されたご契約の支払責任の開始日をいいます。

*2 更新時に保障内容をアップされた場合は、保障内容をアップされた部分を解除することができます。

*3 更新時に保障内容をアップされた部分を解除した場合は、保障内容をアップされた部分については保険金をお支払いすることはできません。

<前記以外で、給付金をお支払いできない場合>

前記のご加入を解除させていただく場合以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消し等を理由として、給付金をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にもご加入を取消し等させていただくことがあります。

④ 告知内容の確認について

給付金のご請求等の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。

2. クーリングオフ

ご加入される共済は、クーリングオフの対象外です。

3. 給付金受取人

団体型医療共済の給付金は加入者にお支払いします。

4. 現在のご加入の解約・減額を前提とした新たなご契約のご注意

現在のご加入を解約・減額等をすることを前提に、新たな共済へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。

- 保障内容や掛金が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- 新たにご加入の共済の掛金については、保障開始日時点の保障の対象となる方の年齢により計算されます。
- 保障の対象となる方の健康状態等により、お引受けをお断りする場合があります。
- 新たにご加入の共済に対しても告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による取消しが適用される場合があります。
- 新たにご加入の共済の保障開始前に被った傷病に対しては、給付金が支払われない場合があります。
- 新たにご加入の共済の保障開始日と責任開始日が異なることがあります。この場合、現在のご加入を解約すると保障のない期間が発生することがあります。

ご加入後におけるご注意事項

1. ご連絡いただきたい事項

ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

2. 解約されるとき

ご加入を解約される場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

- ご加入内容および解約の条件によっては、所定の計算方法で掛金を返還、または未払保険料を請求^{*4}することができます。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
- 満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、保障内容や掛金が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

*4 解約日以降に請求することができます。

3. 加入者からのお申出による解約

加入者からのお申出により、保障の対象となる方に係るご加入を解約できます。制度および手続きの詳細については、パンフレット等記載の問い合わせ先までご連絡ください。本内容については、保障の対象となる方全員にご説明くださいますようお願いいたします。

4. 次回更新契約のお引受け(満期を迎えるとき)

(1) 保障期間終了後、更新を制限させていただく場合

給付金請求状況や年齢等によって、次回以降の更新をお断りさせていただくことがあります。

引受保険会社が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の保障については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の保障内容等が変更されることや更新できないことがあります。

(2) 更新後契約の掛け金

掛け金は、更新日時点の年齢および保険料率等によって計算します。したがって、更新後の掛け金は更新前の掛け金と異なることがあります。

(3) 更新後契約の保障内容を拡充する場合

更新時に保障の対象となる方の追加や口数の増加等、補償内容をアップする場合には、再度告知が必要となります。正しく告知をいただけない場合には、保障内容をアップされた部分を解除することができます。ご加入を解除する場合、保障内容をアップされた部分については給付金をお支払いできないことがあります。

(4) 給付金請求忘れのご確認

ご加入を更新いただく場合は、更新前の共済契約について給付金請求忘れないか、今一度確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

その他ご留意いただきたいこと

1. 保険会社破綻時の取扱いについて

●引受保険会社の経営が破綻した場合等には、給付金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

●引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の保障対象となり、給付金・返れい金等は、保障内容ごとに下表の通りとなります。

保障内容	経営破綻した場合のお取扱い
医療補償	原則として90%まで保障されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。

2. 個人情報の取扱いについて

●保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行なうことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシ

ティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
- ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等(過去の情報を含みます)をご契約者およびご加入者に対して提供すること
- 詳しく述べは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。
- 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

3. 給付金のご請求・お支払いについて

(1) 事故が発生した場合の手続き等

●事故が発生した場合には、直ちに(30日以内)パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

(2) 給付金請求書類

給付金のご請求にあたっては、「加入者のしおり」に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。

- 印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保障の対象となる方、給付金の受取人であることを確認するための書類
- 保険会社の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保障の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等(からだに関する保障においては保険会社の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります)
- 他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、保険会社が支払うべき保険金の額を算出するための書類
- 高額療養費制度による給付額が確認できる書類
- 附加給付の支給額が確認できる書類
- 保険会社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書

(3) 代理人からの給付金請求

●加入者に給付金を請求できない事情があり、給付金の支払を受けるべき加入者の代理人がいない場合は、加入者の配偶者^{*5}等のご家族のうちUAゼンセン共済事業局(損害保険会社の引受部分については、引受保険会社)所定の条件を満たす方が、加入者の代理人として給付金を請求できる場合があります。詳細は、本パンフレット記載のUAゼンセン共済事業局までお問い合わせください。本内容については、ご家族の皆様ご説明くださいますようお願いいたします。

*5 法律上の配偶者に限ります。

●保障の対象となる方または給付金の受取人の代理人として給付金のご請求をされる場合は、以下の点についてご了承ください。

- ・給付金をお支払いした場合、保障の対象となる方には原則その旨のご連絡はいたしませんが、給付金のお支払後に、保障の対象となる方(またはご加入者)からご加入内容についてご照会があったときは、給付金をお支払いした旨回答せざるを得ないことがあります。このため、保障の対象となる方(またはご加入者)に傷病名等を察知される可能性があります。
- ・給付金のご請求があつたことを保障の対象となる方(またはご加入者)が知る可能性がある具体的な事例は以下のとおりです。

1. 保障の対象となる方(またはご加入者)が保険会社にご加入内容をご照会された場合

2. 特約の失効により、ご加入者が掛け金の減額を知った場合

3. ご加入者がご加入内容の変更手続きを行う場合

本内容については、ご家族の皆様にご説明ください。

(4) その他

●給付金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。

●損害が生じたことにより保障の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、UAゼンセン共済事業局(または引受保険会社)がその損害に対して給付金を支払ったときは、その債権の全部または一部はUAゼンセン共済事業局(または引受保険会社)に移転します。

- ご加入を更新されてきた最初の共済契約(初年度契約といいます)の支払責任の開始日よりも前に被っているケガまたは病気・症状を原因とする就業不能や入院等は給付金のお支払いの対象とはなりません。(始期前発病不担保といいます。)ただし、初年度加入の保障開始日時点で、既に被っている病気(除くガン)やケガについても、初年度加入の保障開始日から1年を経過した後に給付金支払事由に該当したときは、給付金のお支払対象となります。

4. 給付金の分担

重複する保険契約等が他にある場合は、次のとおり給付金をお支払いします。

●他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合:他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて給付金をお支払いします。

●他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合:損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて給付金をお支払いします。

5. ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

●ご加入時にご契約者、加入者(保障の対象者)または給付金受取人に詐欺または強迫の行為があった場合は、UAゼンセン共済事業局(または引受保険会社)はご加入を取り消すことができます。

●以下に該当する事由がある場合は、ご加入は無効になります。

ご加入時にご契約者が給付金を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもっていた場合

●以下に該当する事由がある場合には、UAゼンセン共済事業局(または引受保険会社)はご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の給付金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

- ご契約者、加入者(保障の対象者)または給付金受取人がUAゼンセン共済事業局(または引受保険会社)にこの共済契約に基づく給付金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
- ご契約者、加入者(保障の対象者)または給付金受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- この共済契約に基づく給付金の請求に関し加入者(保障の対象者)または給付金受取人に詐欺の行為があった場合 等
- その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

6. その他ご加入に関するご注意事項

- 自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。
- ※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、お問い合わせ先までご連絡ください。
- 保険会社の代理店は保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、保険会社の代理店と有効に成立したご契約については保険会社と直接締結されたものとなります。
- 加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレット等および加入申込書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保障期間の終了時まで保管してご利用ください。

ご加入内容確認事項 (意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して共済をご利用いただけるよう、ご加入いただく共済商品がお客様のご希望に合致したことであること、お申込みをいただく上で特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。
お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。
なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、UAゼンセン共済事業局までお問い合わせください。

1. 共済商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。

- 保険金をお支払いする主な場合 保障期間(共済のご加入期間) 給付金額(保障金額)
 掛金・掛金払込方法 保障の対象となる方

2. 加入申込書等の記載事項等につき、以下の点をご確認ください。

万一、記載漏れ、記載誤りがある場合は、加入申込書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、パンフレット等記載の問い合わせ先までご連絡ください。

- 医療共済(団体型)一括告知書の「告知事項」ならびに別紙「生年月日」「性別」は正しく記載されていますか?

3. 重要事項説明書の内容についてご確認いただけましたか?

特に「給付金をお支払いしない主な場合」、「告知義務」、「保障の重複に関するご注意」が記載されていますので必ずご確認ください。

このパンフレットは医療共済(団体総合生活保険(三大疾病・重度傷害一時金特約))の概要についてご紹介したものであります。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。なお、約款はご契約者であるUAゼンセンの代表者にお渡しする予定です。必要に応じUAゼンセンまでご請求ください。また、パンフレットには、ご契約上の大切な事柄が記載されていますので、ご一読の上、加入者証とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。ご不明な点等がある場合には、UAゼンセン共済事業局までお問い合わせください。

団体型医療共済に関するご意見・ご相談、事故の連絡・ご相談

UAゼンセン共済事業局 03-3288-3533 受付時間 平日 10:00 ~ 16:00

保険引受部分に関する
ご意見・ご相談

東京海上日動火災保険株式会社
担当課 広域法人部 団体・協同組織室
03-3515-4151

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは同協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

0570-022808 (通話料有料)IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
受付時間:平日午前9時15分~午後5時(土日祝・年末・年始はお休みとさせていただきます。)

本説明書はご加入いただく共済に関するすべての内容を記載しているものではありません。保険会社引受部分の詳細につきましては、「団体総合生活保険普通保険約款および特約」に記載しています。必要に応じて、UAゼンセンまでご請求ください。ご不明点等がある場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

制度のご案内

月額掛金

●保障金額5万円～50万円の月額掛金は次のとおりです。(年払いも可能です) (単位:円)

年齢	保障金額 5万円	10万円	20万円	30万円	40万円	50万円
～34歳	20	40	90	130	170	210
35～39歳	30	50	100	150	200	250
40～44歳	30	60	130	190	260	320
45～49歳	40	90	180	270	360	450
50～54歳	70	130	260	390	530	660
55～59歳	90	170	350	520	690	860
60～64歳	120	230	460	690	920	1,150
65～69歳	160	330	650	980	1,310	1,640
70～74歳	210	410	830	1,240	1,660	2,070
75～79歳	250	500	1,010	1,510	2,020	2,520
80～84歳	300	600	1,190	1,790	2,390	2,990
85～89歳	340	690	1,380	2,070	2,760	3,450

※ 保障金額50万円超は45歳の代表的な月額掛金です。

※ 掛金は対象組合員の毎年3月1日時点の満年齢によって決まります。 ※ 保障金額50万円超の掛金はお問い合わせください。

●45歳時掛金(参考)

保障金額 60万円	530円
保障金額 80万円	710円
保障金額 100万円	890円

給付金をお支払いする主な場合

- ① 保障期間中に悪性新生物・上皮内新生物(ガン^{*1})と新たに診断確定された場合 (注1)(注2)
また、この保険契約が継続契約である場合において、原発ガン^{*2}が、治療したことにより、ガン^{*1}が認められない状態となり、その後初めてガン^{*1}が再発または転移したと診断確定された場合
- ② 急性心筋梗塞を発病し、約款に定める所定の状態にあることが医師等により診断され、保障期間中にその治療のため入院を開始された場合
- ③ 脳卒中を発病し、約款に定める所定の状態にあることが医師等により確認され、保障期間中にその治療のため入院を開始された場合
- ④ 急激かつ偶然な外来の事故を原因とした脳挫傷と診断のうえ約款に定める所定の状態にあることが医師等により確認され、その治療のため事故の日からその日を含めて180日以内かつ保障期間中に入院を開始した場合
- ⑤ 急激かつ偶然な外来の事故を原因とした脊髄損傷と診断のうえ約款に定める所定の状態にあることが医師等により確認され、その治療のため事故の日からその日を含めて180日以内かつ保障期間中に入院を開始した場合
- ⑥ 急激かつ偶然な外来の事故を原因とした内臓損傷と診断のうえ約款に定める所定の状態にあることが医師等により確認され、その治療のため事故の日からその日を含めて180日以内かつ保障期間中に入院を開始した場合

(注1) ガン(①)については、加入後90日間の待機期間があります。保障期間中であっても待機期間中に診断確定された場合はお支払対象外となります。

(注2) 加入日以前に診断確定されたガンの再発・転移と診断確定されたガンについては対象外となります。

*1 保障対象となる「ガン」とは以下のものをいいます。ガンの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。

悪性新生物および上皮内新生物のことをいい、具体的には、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」および「国際疾病分類・腫瘍学(NCC監修)第3版(2012年改正版)」に定められた内容によるものとします。良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は、保障対象となりません。なお、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」または「国際疾病分類・腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合で、新たに「悪性新生物」または「上皮内新生物」に分類された疾患があるときには、その疾患を保障対象に含みます。

*2 この保険契約が継続されてきた初年度契約から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間中に既に診断確定されたガンをいいます。ただし、この保険契約が継続されてきた初年度契約の保険期間の初日より前に診断確定されたガンが再発または転移したと診断確定されたガンを除きます。

*3 同一の事故により複数の給付金支払事由に該当した場合は、いずれか1つの給付金として支払うものとし、重複してお支払いできません。

*4 いずれか1つの給付金をお支払いした場合には、同一保障期間中に上記①～⑥のいずれかの状態に該当したときでも給付金はお支払いできません。

*5 保険金支払事由に該当した日が、同一の保険金支払事由に該当した日からその日を含めて1年以内であるときは保険金はお支払いできません。

*6 本パンフレットはご加入いただく保障に関するすべての内容を記載しているものではありません。保険会社引受部分の詳細につきましては、「団体総合生活保険 普通保険約款および特約」に記載しています。必要に応じて、UAゼンセンまでご請求ください。

給付金をお支払いしない主な場合

- ① 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガ^{*1}
- ② 保障の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガ
- ③ 給付金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガ(その方が受け取るべき金額部分)
- ④ 保障の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガ
- ⑤ 無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガ
- ⑥ 精神傷害を原因とする事故によって被ったケガ
- ⑦ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガ
- ⑧ アルコール依存および薬物依存
- ⑨ むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの
- ⑩ 初年度の保障開始日時点で、既に被っている病気やケガ^{*2*3} 等

*1 その事故や災害の程度に応じて、給付金の金額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

*2 初年度加入の保障開始日時点で、既に被っている病気(除く、ガン)やケガについても、初年度加入の保障開始日から1年を経過した後に給付金支払事由に該当したときは、給付金のお支払対象となります。

*3 病気やケガを正しく告知いただいた場合であっても、給付金のお支払対象とならないことがあります。